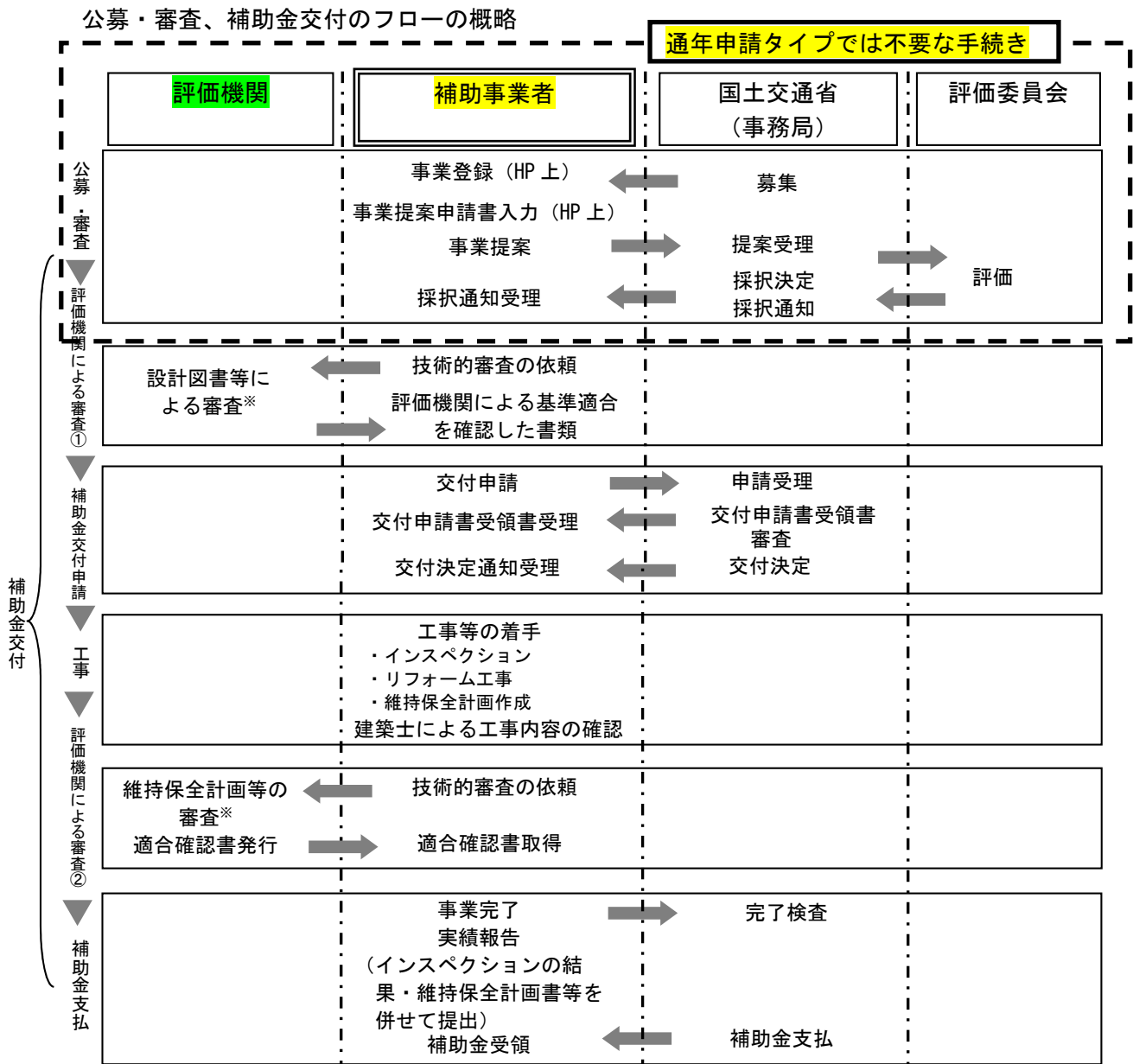


## 2. 全体の流れ



※ 評価機関による審査①の際にインスペクションを実施済みで、かつ維持保全計画が作成済み  
の場合は、現況検査チェックシート、維持保全計画を提出し、技術的審査に合格すれば適合  
確認書が発行されます。その場合、「評価機関による審査②」の手続きは不要です。  
ただし、工事内容の変更等により、「評価機関による審査①」で審査を受けた内容に変更があ  
った場合は、「評価機関による審査②」が必要です。